

国王尚元の、赴京の官員の接回のため使者吳蒙達等を遣わす  
執照（一五六六、二、二七）

琉球国中山王尚元、朝京の官員を接回する事の為にす。

本国は嘉靖四十四年（一五六五）に貢期に適當すれば、特に長史梁灼等を差つかわし、本国の小船二隻に坐駕して共に礼儀を載せ、進貢し謝恩せしむるに、福建布政使司の、例に照らして摘発し先に回国せしむるを蒙る。今照らすに、原差もとわせる長史梁灼・使者高城・都通事鄭祐併びに人伴安丹也等、表を齎し京に赴けば、船無くして以て回国し難し。

此の為に今、特に使者・都通事等の官の吳蒙達・鄭祿等を遣わし、字字二十七号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船二隻を撐駕し、福建等の地方に前去して長史梁灼等を接回し回国せしむ。如し経過の関津把隘とこの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して困って遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 吳蒙達 人伴二名

都通事一員 鄭祿 人伴三名

管船直庫一名 馬伍郎

梢水共に五十六名

嘉靖四十五年（一五六六）二月二十七日

右の執照は都通事鄭祿等に付し、此れに准ぜしむ

朝京の官員を  
接回する事の為にす 執照

1-30-37

国王尚元の、進貢謝恩のため長史蔡朝用等を遣わす執照

（一五六七、二、一七）

琉球国中山王尚元、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に長史蔡朝用等を遣わし、表文一通を齎捧して本国の小船一隻に坐駕して馬四匹・生硫黄五千斤・鍍金銅結束線紮靶紅漆鞘腰刀六把・鍍金銅結束紅漆靶鞘刀六把・蘇木一千斤を装載して京に赴き進貢し謝恩せしむ。

所よ掘りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、字字三十号半印勘合執照を給して存留在船通事林世昌等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘とこの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して困って遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡朝用 人伴一十名

使者一員 亞庇蘇 人伴五名